

寄付金に対する減免税措置について

学校法人清教学園への寄付金は、個人、法人を問わず次のような減免税措置が受けられます。
本学発行の領収書を所轄税務署に提出して確定申告をしてください。

個人の場合

「特定公益増進法人」「税額控除対象法人」への寄付として、所得税の税額控除または所得控除のいずれか一方を選択し減免税措置が受けられます。

税額控除制度（2018年11月6日以降に発行された領収書が対象です）

▶ 計算方式

$$\left(\text{当該年中の寄付金額}^{\text{注1}} - 2,000\text{円} \right) \times 40\% = \text{減税額}^{\text{注2}}$$

所得控除制度

▶ 計算方式

$$\left(\text{当該年中の寄付金額}^{\text{注1}} - 2,000\text{円} \right) \times \text{所得税率}^{\text{注3}} = \text{減税額}$$

注1 総所得金額等の40%を限度とします。

注2 所得税額の25%を限度とします。

注3 所得税率は課税所得により異なります。

法人の場合

◎「特定公益法人」への特定寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額に相当する金額まで、別枠として損金算入されます。

◎「受配者指定寄付金」として、金額損金算入できる制度もあります。これは日本私立学校振興・共済事業団を通じる制度で、領収書も事業団から発行されます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

税額控除対象法人のため、自治体から要請があった場合は、寄附者名簿を提出することになっております。ご了承ください。なお、名簿に記載不可の場合はお申し出ください。寄附者名簿には、寄附者の名前、住所、寄附金額、寄附金受領日を記載いたします。